

平成27年10月28日

魚沼市議会議長 浅井守雄様

庁舎再編整備特別委員会
委員長 星吉寛

庁舎再編整備特別委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 庁舎再編整備について
(2) その他

- 2 調査の経過 10月28日委員会を開催し、上記事件について協議した。
新庁舎建設候補地5カ所の現地調査し、調査後意見交換を行った。
再編基本計画(案)について、各章ごとの検討を行った。
その他で、意見を聞く会の開催の是非について委員間討議を行った。

庁舎再編整備特別委員会会議録

1 調査事件

(1) 庁舎再編整備について

(2) その他

2 日 時 平成27年10月28日 午後1時

3 場 所 広神庁舎3階 議場

4 出席委員 大平恭児、富永三千敏、岩井富士夫、志田 貢、佐藤敏雄、岡部計夫、
大平栄治、遠藤徳一、渡辺一美、佐藤 肇、関矢孝夫、星野武男、
高野甲子雄、星 吉寛、下村浩延、本田 篤、森島守人、大屋角政、
森山英敏、(浅井守雄)

5 欠席委員 なし

6 説明員 酒井企画政策課長、森山企画政策室長

7 書 記 小幡議会事務局長、中川主任

8 経 過

開 会 (13:00)

星委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから庁舎再編整備特別委員会を開会します。本日は10月16日の委員会を受け、庁舎建設候補地の視察。帰ってからは基本計画の検証をすることと、また、その中で合併特例債の是非について、議論いただくことといたしますので、そのようにお願いいたします。

(1) 庁舎再編整備について

星委員長 日程第1、庁舎再編整備についてを議題とします。先般の委員会において、庁舎建設を前提とした委員会運営を進めることといたしました。これを受け本日は、庁舎建設基本計画の5候補地の現地の視察を行います。行程は配付のとおりであります。先に配付済みの建設候補地評価選定報告書を持参のうえ、視察いただきたいと思います。しばらくの間休憩します。

休 憩 (13:01)

休憩中に現地視察

再開（14：30）

星委員長　休憩前に引き続き会議を再開します。現地視察お疲れ様でした。本日の現地視察を受けての感想、庁舎の選定方法など今後の委員会調査についての提言あるいは課題等について、意見等ありましたら発言を願いたいと思います。

高野委員　見た順にそれぞれ感想ということでしょうか。

星委員長　視察した順にそれぞれ発言を願いたいと思います。最初に、アルプス電気について発言をお願いします。

高野委員　入り口に大きな工場があるということで、思ったより大きい面積で工場があるという印象です。それでもかなり駐車場が広く、大変広い敷地だと思いました。しかし、全部民有地という形になりますので、それを全部買うなり一部買うとしても、その部分がかかり余計にかかるのかなという印象です。もう一つは、土の関係があるということで、私は子どものころの印象がありますので、地盤の関係で少しどうなのかなという印象を受けております。

星委員長　ほかにありませんか。（なし）次に、北部公民館及びその周辺について発言をお願いします。

高野委員　庁舎の一本化は、合併以来最大の課題だと思っています。この間、新生魚沼市ということで本庁舎の関係については経過がありますけれども、やっぱり住民の一体感の醸成が、魚沼市一体化をする不可欠なことであろうと思っています。さらに、職員の業務の連携による一体感なり、職員の資質の向上、これらについても庁舎が一本化しないとなかなか住民サービスの質の向上にもつながらないんだと思っています。庁舎管理なり維持経費の削減についても当然かかわってくるわけですので、本庁舎の一本化は何としても実現してほしい、しなければならぬということで見させてもらったつもりです。それを前提に感想を述べさせていただきますけれども、市有地が思ったより広いという印象であります。小出の市街地にも近いですし病院にも近いと感じました。ただ、東側については、がけになりますし道路が1本来ていただけということ。西側については、ここにもありますように全面が想定浸水区域になっていて、17号線からの道路が使えない恐れがあるということが書いてありますので、その辺が庁舎の位置としてはちょっと懸念されるという印象を受けています。入り口についても、電発の宿舎があったり、閉塞感というか押し込められたという印象を受けました。

本田委員　私も感想を述べさせていただきます。立地条件的には交通の要所の場所としては適している場所かと思っています。市道についても改めて舗装のし直し等を考えれば、非常に広い面積を使って建設することができるのではないかと思っています。とてもいい場所だなということを感じました。

星委員長　ほかにありませんか。（なし）次に、小出郷福祉センターについて発言をお願いします。

佐藤(肇)委員　今回いただいた評価の中でも一つの庁舎にできないというところが、やはりかなり制約が出てくるのかという気がしました。分庁舎式というのは、せっかく一つにす

るといふところでは、やっぱり抵抗があるような気がします。それから、周りに本当に土地の余裕がないというのが見てわかったと思うんですけども、これから庁舎に関連していろいろなことをやっていく中では、民間の力を入れてまちづくりという観点から、かなり住宅地化が進んでしまったという印象が強くありました。

高野委員 仕事柄も含めてなんですが、位置的には魚沼市という広い地域を考えたときに最適地だろうと思っけています。特に、あそこは高台ですし、すぐ脇に電報電話局があるように通信の要所というか、あそこがないと新潟、東京からつながらないという位置ですので、そういうことからすると大変重要な位置だろうと思っけています。ただ、今言いましたように大変市有地が狭いということで、駐車場の確保をどうするかということがあろうかと、冬の降雪の関係もありますので、駐車場の確保ということが大変重要なテーマになってきます。そういうことからすると、位置的にはちょっと外せないなので、駐車場の確保が何とかできれば、捨てがたい場所かと思っけていました。

渡辺委員 一応、調査の結果とすると、あそこを用途地域の変更をするには少し時間がかかるのではないかということでありました。北部公園のほうも用途変更しなければできないんですけども、北部公園のほうは容易であるという調査結果であり、福祉センターのほうは少し難しいという調査の結果でありました。その差というのが地域住民の理解を得られるかどうかというところが、地域住民のほうはなかなか理解が得られなければ長期に渡るといふことで難しいということだと思っけています。そのあたりといふのは、地域住民に対して少し確認を取るといふようなことをすれば、もしかしたら北部公園のほうも用途変更するわけですから同じ日程でも可能であるといふところはいかがなのかといふ気がしたんですけど。

星委員長 今、現地視察の感想として意見等を聞いているのであり、基本計画については、これが終わった後で改めて発言いただきたいと思っけています。ほかにありませんか。(なし)次に、井口小学校及びその周辺について発言をお願いします。

高野委員 皆さん感想がないということで、これから庁舎の位置を決めるのに本当に不安です。あそこは、ほとんど市有地ですので、一番コストがかからないといふことで、そういう面ではいいのかなと思っけています。先ほども言いましたけれども高台ですし、合庁や警察署があるといふことで位置的にはそう悪いところではないのではないかといふ印象があります。もう一つは、人口の集積地になる可能性が高いといふふうにも見えました。252の東街道という形で、かなり交通量も多いといふことで、そういうことからすると車の利用もできるのでいいのかなといふ感じがしました。ただ、17号線より東側になりますので、人口集積地である小出地区なり井口新田地区の方々からすると少し遠くなるという印象があるので、その辺の気持ちの持ち方が課題になるのかなといふ気がしました。

星委員長 ほかにありませんか。(なし)最後に、広神庁舎及びその周辺について発言をお願いします。(なし)なければ、引き続き調査することとし、本日は以上とします。次に、庁舎建設を前提として委員会を進めていく中で執行部の庁舎再編基本計画(案)について、引き続き調査をしていくといふことで、前回も委員から要請がありました。つきましては、各章ごとに順次意見を求めたいと思っけています。まず、第1章、基本計画の目的と位置づけについて発言はありませんか。

渡辺委員 きょうは、基本計画のことを一つ一つするといふよりも、5つを見た後で今後ど

ういうふうにしていくとかということをしちんと意見交換するとか、そういったことをするほうが私は先だと思っていて、その後に例えば基本計画を一つ一つ見ていくとしていくのではないかと思うんですけど。

星委員長　しばらくの間、休憩します。

休　　憩（14：46）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（14：47）

星委員長　休憩を解き、会議を再開します。ただいま渡辺委員から提案がありました。これについてご意見を聞かせていただきたいと思います。

佐藤(肇)委員　私は、この基本計画の中でどのような庁舎にしていくのかということが決まってこない、なかなかその後に用地にしても関係する部分が出てくるんだと思います。要は、本当に行政機能だけに特化していくのか、それにどんな複合機能を持たせていくのか、その辺が今回の基本計画の中でかなり問われている部分だろうと思いますので、基本計画の精査をしていく中で、全体のスケールだとか総事業費などに全部結びついてくるんだらうと考えます。まずは今回出てきている基本計画を一つずつ点検し、また行ったり来たりがあるだらうと思いますけれども、そのような手法でよろしいと思います。

岡部委員　12月に想定される位置の提案とかあるわけで、今回こうやって5カ所を見てきたということではありますが、見てきた位置について、いつ議論するのかというふうなところを、これから委員会を進める中で、今言っている基本計画を、ずっと章のほうから入っていた中できょう見てきたことも含めて、後段の委員会をまた開いた中でやりますということであれば、委員長がきょう進めるような形で基本計画から入っていいんですけども、それを宙ぶらりんにしていくと今の渡辺委員みたいな、それが先だとなるんですが、その辺の委員会の進め方をちょっとお聞きしたい。

星委員長　岡部委員の発言のとおりと考えており、そのように進めたいと思っています。改めてきょう皆さんから視察いただいた5カ所についての検討を、次の機会にやりたいと考えていたのですが、それでよろしいでしょうか、

岡部委員　そういうことであればいいです。これからまだ庁舎の委員会を開くという認識でよろしいでしょうか。

星委員長　そのとおりです。

岡部委員　そういうことであれば、一つ一つつぶしていくということで、今回はこういうテーマについてやると、しっかりと順序立てていってもらえればいいと思いますので、そのようにお願いしたいと思います。

関矢委員　先ほど5カ所の現地視察をしてきて感想を述べたわけですけども、その中で質疑というような話もあったかと思えますけれども、その質疑を先にやらせていただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

星委員長　お願いしましたが、皆さんから発言がなかったということで、今は進めさせてい

ただいています。

関矢委員　　そうしますと、先ほど渡辺委員のほうから用途変更の件について質疑をしたと思うんですけども、その辺は後回しということになったかと思うんですけども。

星委員長　　渡辺委員からの先ほどの件は取り扱わせていただきたいと考えております。ほかにありませんか。

高野委員　　確認になりますが、この評価選定報告書の評価についての評価なり質疑なり意見のとりまとめなりという部分は、どこでやることになりますか。さっきの感想で終わったということですか。

星委員長　　岡部委員に答えたとおりの機会を設けます。ほかにありませんか。

渡辺委員　　この基本計画を一つ一つつぶしていくということも大事なんですけれども、前回の委員会の中でも当局のほうにこの5つの候補地について住民説明なりをするつもりはないかという話をしたときに、ないという話でありました。その中には、特別委員会の中で住民にこのことを説明していく方法もあったわけで、基本計画をどんどんと先に進んで私たちがやってしまうと、住民にしてみると、また議会も一緒になってどんどん先に進んでいるのかという感覚になってしまうのではないかなという気がするのですが、やっぱり基本計画を踏まえて私たち議会として住民に話を聞いてくる機会がなくて、ただこの場所で決めていくというのは、私はいかがなものなのかという気がしているのですが。

星委員長　　しばらくの間、休憩します。

休　　憩（14：54）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（14：55）

星委員長　　休憩を解き、会議を再開します。引き続き庁舎再編基本計画（素案）について、各章ごとに順次意見を求めたいと思います。第1章、基本計画の目的と位置づけについて発言がありましたらお願いします。

大平(恭)委員　　第1章の新庁舎建設の基本理念、(2)市民の安心安全を支える庁舎としてとあります。それから、まちづくりの拠点となる庁舎とあります。これを見ていくと、横断しちゃうんであれなんですけれども、これらを満たすとなると、例えば災害や地震に強く防災拠点、それから市民の情報財産を守るためセキュリティ機能を備えた庁舎。それから、まちづくりであれば市民と連携・協働とあるんですけど、庁舎を建設した後に300人程度の規模の職員の数にするという計画になっています。当初は318、後には300人程度と見ています。私は非常に疑問に思うのは、こういうことを掲げておいて、特に防災とまちづくりというのは非常にマンパワーが要る分野で、職員を減らしてこれができるのかどうか、非常に疑問なんです。防災拠点となれば、今5カ所見てきましたけど、それぞれ万能なところではない部分があると思います。でも、マンパワーを削るというのは、僕は相矛盾する庁舎になってしまうのではないかというふうに思うんです。これを掲げるのであれば、適正な考え方で防災拠点、まちづくり、市民と協働して行うための庁舎にするんだ

という位置づけであれば、一律にこの目標を掲げて実行するというのは、計画そのものに載っているからやるんだという感覚ではなくて、これに基づいて新庁舎建設をし、そしてそれで拠点となる防災機能を備えた庁舎や市民と協働のための、まちづくりのための庁舎ということをまず掲げて、それで本当にどの分野にどういう職員を配置だとか、人数だとか、経験も要るでしょう。そういう適正な配置というのは後から出てくるべきものだと私は思うんですけど、最初から数字を出しちゃうとそれが足かせになって、それをやるための庁舎づくりになってしまうくらいはあるんです。そこを少し基本的な考えを伺いたいですけど。

酒井企画政策課長　職員削減については、定員適正化計画において進めてきているところであります。それに基づいて庁舎再編と一緒にやっていくという話になります。マンパワーは確かに今の考えだと減らしていきますけれども、ここにも市民と協働とあります。職員は減りますけれども、防災については消防団員等、地域の方、さまざまいらっしゃると思います。そういったことを含めて総合的にこの機能を満たすように考えていくということで、このようにまとめさせていただいております。

大平(恭)委員　今おっしゃるのを聞いていますと、私が最初に言った部分、これを理念として掲げている機能を構築するために適正な配置をするというスタンスでよろしいのでしょうか。

酒井企画政策課長　今提案したもので構築していくと考えております。

遠藤委員　1点確認をいたします。8月21日にこの資料が出されて、一通り議会側とすると1章から最後まで全部意見を、時間をかけて議論した経過がありますが、さらにそれを掘り下げるといふ今の取り組みということでもよろしいですか。執行部のほうで行った市民説明会によってかわる部分だとか、そういう資料が一切今は出ていないわけですけど、その辺の資料等がなく、また同じ資料に基づいて掘り下げる議論をこれから最後までやるということですか。

星委員長　しばらくの間、休憩とします。

休　憩（15：02）

再　開（15：03）

星委員長　休憩を解き、会議を再開します。

酒井企画政策課長　市民説明会の結果について、まだお知らせしておりませんが、内容について、いろいろ意見いただきましたが、この中で読み取れる部分等ということで、今回のところ修正箇所はないと考えております。

渡辺委員　この基本計画の中を見ますと、市民サービスそれから市民の安心安全それからまちづくりの拠点となるというところは、別に異論があるわけではないんですけども、やはり合併して10年ということを考えますと、まちづくりの拠点となるところというところと、それからその拠点を使いながら市民の一体感の醸成ですとか、そういった言葉が入っていただけたらありがたいというところが1点あります。それから、40億円の庁舎は要らないと言って当選した市長でありますので、やはり基本理念の中に経費的な削減の話で

すとか、あるいはそういった部分のことをどうするのかといったようなところが基本理念の中に入ってこないと、なかなか住民にしてみてもそのあたりがわかりづらいのではないかなと思うので、言葉としてどのような言葉がいいと言われると今ここでどうだとは言えないんですけども、その2点については、もう少しこの基本理念の中でもんだほうがいいのではないかなと思っております。

星委員長 意見として承り、担当課長がおりますので十分配慮願いたいと思います。ほかにありませんか。

岡部委員 この基本理念の中で、まちづくりの拠点という言葉があるんですけども、市民説明会に出た人の中でもどんなまちづくりを、じゃ魚沼市はどういうビジョンを持ってまちづくりをしていくんだという発言が結構あるんですよ。スローガンが人と四季がかがやく雪のくにという、漠然としていてわからない。もう少し市民にまちづくりの拠点というのは、我々議員にも、こういうふうなイメージのこういうふうな庁舎でこういうふうなまちづくりをしたいんだということが見えてこないんですけども、言葉が踊っているだけで、その辺もう少し市民とか我々にわかるようなイメージというのは伝えていただけませんか。

酒井企画政策課長 市民説明会のときに、市の一番のビジョンはという話で人と四季がかがやく雪のくにの話をさせていただきました。ですが、今回第2次総合計画では10年間の目標として別のことをやっていますという話もさせていただきました。それは、「人が集い、学び、支え合うまち魚沼」、まちづくりというイメージが出ていますので、両方の理念で進めていくという話になります。第2次総合計画のほうでご理解いただきたいと思います。

岡部委員 総合計画のときに出てくると思うんですけども、どうしてもそこが納得いかないというところがあるので、今後の要望ですけどもう少し具体的にできるように考慮をお願いしたいと思います。

星委員長 意見として承ります。ほかにありませんか。(なし)次に、第2章、新庁舎建設候補地について、発言はありませんか。先ほど視察において意見を求めましたが、そのほかにありませんか。

高野委員 抽出条件とかいろいろありますけれども、もう一つ重視しなければならないのは、合併によって6町村、いわゆる本庁舎がなくなって1本にしていくということですので、6町村の合併で魚沼市となったことにより非常に広がって、庁舎が遠くなったという住民の意識があるんだろう、出てくるんだろうというふうに思いますので、この辺位置を選定するに当たってはその辺のメンタルな部分もぜひ考慮して位置を選んでいただきたいというふうに思います。そういうことから、交通の要所も重視しなければなりません、周辺地域から見える位置、この辺も重視するのが、いわゆる周辺という立場になる住民からすれば、安心感なり行政に対する信頼感も出てくるんだろうというふうに思いますが、その辺の考え方についてどのように候補地の選定の中で組み込んでいただけるのか、少しあればお願いしたいと思います。

酒井企画政策課長 選定条件については、これまでお話したとおりでございます。分庁舎がなくなることについては、後にもありますけれども今後市民センター機能のあり方もあわせて検討していくということになりますので、そちらで考えていく。そのほかの判断に

については、これから協議していく中でそれぞれ条件といたしますか、考えもあると思いますので、そこで話していければいいのではないかと思います。

渡辺委員 2番のところなんですけれども、基本構想で示した小出市街地周辺エリア内であることという文言と建設候補地、ここに5つある中で、どうしてもその中に入っていないところが1カ所入っているわけですね。そういうところからすると整合性がないのではないかと、そういうところが1点あるんですね。で、そこについては、先般じゃ基本構想はかえないままに候補地を入れさせていただきますというようなお話の中でこれがこうなったという経緯はわかるんですけれども、ここだけの文章を見ていると整合性がとれていないのではないかと、そういうところが一つあります。それで、本来基本計画というのは、やはり場所ですとかそういったことがしっかりとまされた後に出てくれば、こういうこともないのではないかと、思っているのが1点あります。これは意見です。敷地面積について2万とれる敷地であることということがあるんですけれども、市民説明会のときにも住民の皆さん方から、一体的でなくても職員の駐車場ですとか、あるいは駐車場の工法によっては、これが必ずしも2万なくてもできるのではないかと、意見がありました。そういったことを考えるならば、本当にとれる敷地であることというふうにして、これで縛っていいのかということを考えざるを得ないのではないかなと思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

星委員長 1点目の小出周辺エリア以外については、この委員会でそれぞれ当局に要請させていただいた経過がありますので、2番目の2万平方メートルについて答弁を求めます。

酒井企画政策課長 この抽出条件、2万平方メートルについては、基本構想の段階でお示ししてありましたので、このとおりで考えています。実際の内容になれば、駐車場のあり方含め、この中で減っていくのは考えられると思います。今はこういう想定で選んでおいて、実際は現地を見ながら決めていくということです。

関矢委員 4番の建設候補地の評価・決定とありますが、最後に総合的に評価を行い、最適となった候補地を建設地として決定するというくだりがあります。この中で、今の5つの候補地の総合評価が出ておりますけれども、その中にいくつか法的制約のかかっているカ所があるかと思います。その辺の法的制約を解除するのに、評価の中では整備スケジュールに影響を及ぼす可能性があるという文言があるんですけれども、そういうところは、整備スケジュールという基本計画の中では合併特例債を想定しているわけなんですけれども、それに間に合わなければその候補地はもうだめだという判断の読みかえに聞こえるんですけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

酒井企画政策課長 おっしゃるとおり合併特例期間内で建設することを前提としてつくっておりますし、市はそう考えています。具体的にいろいろの場所について法的手続が何年かかるという話はまだしておりません。絞り込んでいく段階でその都度確認し、ここはという話にさせていただきたいと思います。

関矢委員 これは、委員長がこの次の機会ということだったんですけれども、候補地の中で法的制約のかかるところが何カ所もあるわけですよ。1番の基本理念でここが最適だと選んだ中でも、法的規制がかかって合併特例債に間に合わなければそこがだめだというような判定をされるということは、本末転倒だと私は思うんですよ。その辺については、課長、どう考えていますか。

酒井企画政策課長 そのことは理解していましたが、まずこの周辺の中で用地をとれるところはどこかということからまず入ってきました。その後、この評価にありますようにそれぞれ用途地域がありますので、そこは必要な場合には用途変更していく必要があるということ。こちらの考えでは、それら全て考慮した中で最適地を絞っていく。時間がかかるから外すということは当初から考えてなく、考慮して絞っていくという考えでいました。

渡辺委員 そういう意味では、基本構想の段階で用途変更のことを難しいという話がずっと出ていたわけですね。にもかかわらず、ここで当局が出してきた3カ所のところには、用途変更しなければいけないところも入っているわけですが、そうすると最初から当局とすれば用途変更しなくてもできるところで挙げておかなければいけないという考え方があったのかと思われても仕方がないと思うんですけども、そのあたりはきちんと今の言葉で訂正したというふうに考えていいわけですか。

酒井企画政策課長 初めから用途指定のないところだけ選ぶということは考えておりませんでした。用途の中にも、この前の研修会でもできないことはないという話もありましたので、それを含めた中で出してきたものでありますし、この候補地につきましては、市もここを選びました。委員会の中で皆さんから出た意見も多数ここがありましたということで、ここについては市も委員会も一致した考えというふうに理解しております。

渡辺委員 基本構想の質疑の中で、用途変更は合併特例債の期間を考えていくには難しいという答弁もらっていますよね。会議録を見ていただければわかるんですけど、でもそのときの考え方と今の基本計画を出してきたときには、考え方はかわったということですか。

酒井企画政策課長 そのときの言葉足らずだったかもしれませんが、できないところもあるし、場所によっては可能性があるということで考えていたとおりであります。

遠藤委員 今、私どもの基本計画に関する議論等によって文言がかわったり、また、市民への説明がかわるという要素が少ないんだろうと思って聞いておりましたが、私は市民説明会、何会場か伺いましたが、やっぱり市民の声として新庁舎をつくることの必要性ですとか、そういったことの答弁がなかなかされていないような気がします。合併特例債が契機という話はされておりますけれども、契機というのはなかなか市民に伝わりづらいもので、ぼっと出た話の中で急に方向転換を図ったというふうに捉えられている部分があるかと思います。やっぱり目的といいますか、どういったまちづくりが必要で、そのためのツールとしてどういった庁舎が要するのかという部分が、市民の声に対してお答えができていないような気がします。そういった中で、利便性を高めるための庁舎であったり、ワンストップという言葉も使われておりますけれども、ワンストップを使うのであれば庁舎内がワンストップということではなくて、周辺エリアがワンストップになるという構想を打ち出していき、その説明が必要だと思っております。そういったことで、建設位置ということで言えば、書いてある周辺エリア、利便性が優れているということで考えれば、もう候補地というのはおのずと見えてくるし、やはり利便性の高いまちづくりをするために、どのエリアにどういった庁舎が必要なのかという部分を明確にした中での議論が今後必要になってくるんだと思います。今後、利便性という部分をどう発信していくのか、文言はかえない中でもワンストップのエリアをつくり上げるということの意味合いというのはどこにあるのか、お考えがあったらお願いします。

酒井企画政策課長 庁舎建設の一番の目的は、行政の庁舎一本化を図って市民の利便性を含

めてやっていくということが一番であります。その次に、特例債について期限があるということ。まちづくりの観点について、ここには具体的に記載してありません。ただ、これについては、いい場所を選ぶことによって市民と一緒に考えていく、どういう機能が必要か、それをあわせてこれから一緒にやっというところでお話をさせていただいたところでもあります。それから、集約的な話、コンパクトシティの話になるかと思えます。ただ、6町村合併したことによって全てをここに集中することは、市民感情、利便性含めるとできないと思っておりますので、今回そこまで強く言うておりません。ただ、質問があった場合には、当然中心にはなりますけれどもそれぞれの地域においても拠点といいますか、基幹集落といいますか、をつくってそこで間に合う。間に合わない部分については公共交通を結ぶとか、そういうことを考えていくという話をさせていただいておりますので、今回の中にはここに全てという話にはなりませんけれども、ある程度集積しているということでもやりたいと思っております。

遠藤委員 基本的には以前都市計画マスタープランで示されたような各地区の拠点づくり、それを結ぶ大動脈である公共交通、それによる中心部の利便性を高め、補完的なツールとしての公共交通の整備、あるいはコミ協によるコミュニティバス、いろいろなことが利便性を補う形でのまちづくりを目指すということを発信していくということでもよろしいですか。

酒井企画政策課長 おっしゃるとおりです。

星委員長 ほかにありませんか。(なし) 次に、第3章、新庁舎の機能について、発言はありませんか。

岡部委員 この機能とかについて、市民説明会とかいろんな形の中でこうしたほうがいいのか、建てることを前提とした場合でも、その中に複合施設だとか、いろんなことを入れたほうがいいのかという意見もあるんですけども、これを市民に示してかえないという中で、今後これを進めていく中で、段階段階で市民に説明しながら市民の意見を取り入れていくという方針も聞いています。ですので、庁舎の機能について行政はどのような段階で市民に知らせて、市民の意見を吸い上げていくのか、それだけちょっとスケジュールあったら聞かせてください。

酒井企画政策課長 それについては、説明会でも申しあげましたように、基本設計の段階になったときに、市民から入ってもらったワークショップになりますか、意見交換になりますか、そういう中で意見を聞きながら専門家を交えていきたいと今は思っております。

岡部委員 その後、今度は庁舎のスケジュールとかというところの6章にいくと思うんですけども、そこで話せばいいのかもわからないですが、大体具体的に基本設計とかというのが28年度。私らもこれから市民に説明したりすることがありますから、大体何年くらいとか、何月くらいには基本設計に入っていく、順調に進めばですね、そういうことでもしできたらお願いします。

酒井企画政策課長 位置を確定させていただき、それから設計業者を決めていくことになります。それが決まってから交えてやっていくことになります。設計者を決めるにも時間がかかります。2、3カ月を想定していますので、早くて3月、4月、その辺からの話になっていくと、今のところは思っております。

関矢委員 今の機能の件について、課長も市長も市民説明会で答えていますけれども、基本

設計の中で市民が希望する機能を入れられる場合は、建物自体が多少大きくなるのか、またはテナント的なものが出てくるかと思うんですけれども、その辺になりますと合併特例債を使う考えていますけれども、合併特例債に使える事業費にはならないと思うんです。単費でやらなければならないと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

酒井企画政策課長 民間が使う部分という想定ですと、入らない可能性がありますけれども、それについてはトータルのお金を含めた中で設計業者と相談しながらやっていかないと、今すぐどうのこうのという話ではありません。必要な部分については、もし該当しなくてもやる必要があると思っています。

関矢委員 もしとかという話で申し訳ないんですけれども、庁舎ができて市民が集うということでありまして、下にちょこっとした商店といいますか、スーパーみたいなものがほしいと、そうすれば人が集まると、そういう機能を市民が強く要望した場合、入れるとしますよね。その分の面積が2,000平米だとかふえるわけです。そうすると、本来1万平米が1万2,000平米になるのか、それとも1万平米の中で抑えてやるのか。基本設計になってしまうと、なかなか難しいと思うんです。ですので、基本計画の中でやはりそういう機能を市民から聞いた中で入れるとか、入れないとかを判断すべきだと思うんですけれども、その辺はいかがですか。

酒井企画政策課長 基本計画については、設計士からある程度の考えがあったり、配置を考えてつくったわけではありません。ですので、専門家が入る中でどういう配置にしていこうかということを進めていかないと、そこまではできないですので、それは基本設計の中で考えていきます。もし、オーバーがだめならどこを減らすかということを含めて一緒に考えていかなければならないと思っております。

関矢委員 ですので、基本計画で今1万平米という素案をつくっていますけれども、市民のほうから下のほうにスーパーみたいなものを入れてほしいと、そうすることによって2,000平米、その分が、当然今は行政庁舎として必要なスペースしか入れていないわけですけれども、その分2,000平米ふやすのであれば、そういう声が多い中であれば、基本計画でやはり2,000平米ふやさなければならぬんじゃないか。私はそう思うんです。ですので、基本計画でしっかりとした床面積だとかを確保してから基本設計に行くべきではないかと私は考えるんですけれども、いかがでしょうか。

酒井企画政策課長 先ほどお答えしたとおり、具体的な話が出る中で進めていけばできると思います。もし、どうしてもその分オーバーするようになった場合には、議会の皆さんと協議する中でご理解いただければ、それはそれでやっていけるのではないかと考えております。

渡辺委員 私もこれまでの市民説明会の中で、住民の皆さん方がやっぱり基本計画からかわりたいという思いのある方が大勢いらっしゃったなというふうに思っておりますし、そしてまた、住民説明会だけでなくまちづくり委員会ですとか各種団体の皆さん方も、どうも私たちが置き去りにされているように感じるというのは、やはり基本設計の段階で入れていただくのではなく、基本計画の中でどれだけ盛り込まれるかということ、せっかく住民の皆さんがそういうふうにご意見を言っているのに、そこをなしにして、基本設計にいったら予算的に無理だとか、あれでだめだ、これでだめだと言われてしまうようでは、結局自分たちが何を言ってもだめだというふうに住民のほうは思ってしまう、せっかく一

体感やまちづくりの拠点としていいものをつくっていきたいということが、住民の皆さんと一緒にあってつくっていくというモチベーションも損なわれてしまうように思うんですけども、そこらあたりは、かえられないんじゃないかと、私はやっぱりこの基本計画の中でしっかりと入れていくという考え方になるべきだと思っております。

酒井企画政策課長　基本計画では、がちがちに決まっているわけではなく含みが入っておりますし、次の段階で一緒につくり上げていけばいいと思っておりますし、お金に関してはやっぱりプロが入る中でこれはこうだという話でいけばいいと思います。必ずしも全て却下するという話ではないので、一緒に考えていきたくて思っております。

高野委員　今、関連しますけれども、テナントを入れてもらいたいとか、そういう申し込みとか打診みたいなものは、実際にありますか。

酒井企画政策課長　打診はありません。

大平(恭)委員　7番目、環境に配慮する機能、これは恐らく自然エネルギーをプラスアルファでLED照明や雨水の活用と書いてあるんですけど、あとは地元産木材というふうに書いてあって、確かにランニングコストは将来的には減るかもしれないんですけど、当初の建設時にはかなり膨らむんじゃないかと思うんですけど、この辺は予算の制約がある中で、これはすばらしい考え方だけでも実際はかなり制約される機能になるんじゃないかと今の段階では思うんですが、それはコストではなくて、環境に配慮する低エネルギーの施設をつくるんだという意識でこれを載せているわけですか。それとも、ある程度制約があって全部これを満たすわけにはいかない分もあるということを考えていますか。

酒井企画政策課長　おっしゃるとおり、これを全て完璧にやるということまではできない可能性がありますし、それは予算規模、使い道によって考えていくということで、今はこの表現にさせていただいております。

大平(恭)委員　それからもう一つ、4の市民協働に関する機能、これも先ほど関矢委員が言ったこととかぶる面がありますが、かなりスペース的に取られる感じを受けます。1の市民の活動のスペース、それから情報提供機能、多分物産等を置く、あるいはそこにかかわるような人たちがその場にいるいろんな交流をする拠点の場ということになると、それは多分1階というふうになれば、かなりスペース的に取られて財源的にどうなのかという疑問があります。当初考えていた1万平米ですか、延べ床面積、これも機能的に取られるんじゃないかと。これは実際に市民でこのようなことを考えているので、こういうスペースにしてほしいとか、これくらいのスペースは要りますよとか、あるいは情報発信機能であればいろんな意見が出てきて、それらをうまくあいに収納するには、かなり本当に環境配慮にする機能と同じように制約されて、結局中途半端になるという懸念があります。最初から市民を入れた中でやらないと、大ざっぱな基本計画なのでということではなくて、これをやるには十分な下準備、いろんな意見を入れた中で考えていき、それを煮詰めてこういう計画を出すというのが私は必要だと思うし、これ書いた方がいいんだけど実際どうなのよという話が後ほど出てきたら、この計画そのものが疑わしい感じにならざるを得ないと思うんです。そこら辺も十分考えていく必要があると思います。一つ一つの文言はすばらしいですよ。でも、これを機能として果たすためにどれだけのコストだとかスペースだとかということを考えていらっしゃるのか、そこも市民が今ほとんどわからないと。そこを共有し協働していろんな面で考え方を入れた中でやるということが必要だと思うので、

ぜひ早急にやっていただきたい。市民と一緒にこういう機能をするので、あるいはどういう機能が必要なのかというのを、時間がない中でもやるべきだと私は思うんです。そういう考えが先ほどはないような感じだったんですけれども、再度お伺いします。

酒井企画政策課長　先ほど申し上げたかもしれませんが、これから細かいことについて市民と今のところ一緒に考えることは考えておりません。基本設計の段階でこういう機能について、大きさはこれくらいで考えているし、当然意見を求めながら一緒にやっていきたい。それにやっぱりお金がかかる問題でありますので、プロが入った中で考えていくのが一番だと思っておりますので、今後の協議とさせていただきます。

星委員長　しばらくの間、休憩します。

休　　憩（15：38）

再　　開（15：51）

星委員長　休憩を解き、会議を再開します。

岡部委員　機能のところで、今までの基本計画をつくったことに対する皆さんの意見、ここに盛り込んでほしい、そういうことは十分理解できるんですけれども、後戻りというか、ここで足踏みではなくて前向きに考えたときに、先ほど企画政策課長も、ここは直すところがないということでもありますので、希望が持てるのは、先ほど私が言った、これから基本設計、そういう中で十分市民の意見を取り入れていく機会、そういうのを設けてもらうことを、これは意見です。今までの反省も含めながらそこでしっかりと市民の意見を聞いて、それを反映した中で、市民の皆さんから理解を得られた中でいい庁舎をつくっていくというような形にしていきたいと思うんですけれども、そういう時間をとってやるという一つの考えがあるのか、聞かせてください。

酒井企画政策課長　皆さんの意見を無視して何もしないという話ではありません。意見を聴かせていただきまして、必要な部分は修正の可能性もあります。それから、市民を交えた話というのは、先ほど申し上げましたように設計士、プロが入った中でいかないと、実際にかかる経費を含めて話ができないと思っております。どういう集め方をするか、まだ決まっていますが、いろんな意見を聞きながらどういう機能を入れられるかを含めて話をしていきたいと考えています。全然市民を交えて話をしない、意見を聞かない、この中に入れないということではありませんので、その点をご理解いただきたいと思います。

大平(栄)委員　課長に申し上げますが、みんなの意見をしっかり聞いてもらって、それともう一つ言いたいことは、なるべく早く今言ったことをしてもらえないと、皆さん意見言えないから、1日でも早く、いつごろになったらできるか、その辺も予想を立てて早くやってもらいたいと思いますが、どうですか。

酒井企画政策課長　先ほど申しました市民を交えて細かい機能というのは、これから設計士を決めた段階から進めていきますので、どうしてもあと3カ月程度後になるということで、3月か4月ごろから始まるのではないかとこのことを想定しています。

大平(栄)委員　ちょっと時間がかかり過ぎだと思います。その前にもうちょっと早くできるだけやっていただきたいと思います。努力していただきたいと思います。

佐藤(肇)委員 一つ確認をさせていただきたいんですが、今回の基本計画が、要は基本設計の設計条件になるというふうに捉えていいんでしょうか。基本設計をやる中でいろんな変更がどんどん出てきてということになりますと、基本設計自体がまとまってこないということが言えるんだろうと思います。

酒井企画政策課長 おっしゃるとおり、基本設計の段階ではこの基本計画をやっていただくことになりますし、さらに細かい仕様書をつくっていくことになりますので、基本的にはこれで行くということであります。

佐藤(肇)委員 そうなりますと、この基本設計が進む段階で、今度は面積だとか、それに取り入れていく機能だとか、そういったのが非常に制約が出てくるんだろうと思います。ですので、今の基本計画の段階でしっかりとその辺の数字をやっぱりもう少し精査して入れていかないと、基本設計自体が進まないというふうに考えます。もう1点なんですが、プロポーザル方式ということで、当然いろんな設計屋さんのほうで提案していただく。要は、機能だとか、どういう庁舎の配置になるんだとか、カウンターはどうなるだとか、いろんなプロポーザル方式の中で計画をもっていく。そういうことになりますと、基本設計をもとにして出すにしても、プロポーザルということになるとデザイン自体がかわってきますので、建物の庁舎の形までもかわる可能性も当然出てくる。そうなりますと、基本計画がしっかり上がらないとプロポーザルというのは非常に難しいだろうと私は思うんですよ。ですので、基本設計がスムーズに進まないというのがこの基本計画で想像されますので、今そういうことを聞いているんですが、基本設計の段階でどの程度余裕を見る、要は工程的な部分なんですが、2カ月、3カ月で基本設計を上げるようなことは当然無理だろうと思うし、その間に調整が入ったり、また、変更が入ったりということが、非常にやりづらくなるんだろうと思うんで、最後の工程のところ少し話をしようと思ったんですけども、今回その機能を盛り込むという部分なんですが、やはりもう少し具体的な言葉、それと具体的な数字、これを入れていかなければならないだろう。要は、庁舎の実際の事務スペースは何平米でいいよというのは、ある程度1人当たりの面積割りで出てくる。しかしながら、そのほかの部分については、このくらいあればいいんじゃないか程度の今の考え方だろうと思いますので、その辺はやはりこの中できちんとある程度の数字は出していただきたいと思います。それでいいか、悪いかというくらいのところまでは必要なんじゃないかと考えているんですが、いかがでしょうか。

酒井企画政策課長 プロポーザルを考えていますので、そうするとそれで3カ月程度かかることになります。その後、基本設計になると半年から9カ月くらい見えていますので、今はそういう予定で進めるようにしています。それから、プロポーザルの関係なんですけれども、想定してある面積等をご覧のとおりであります。やっぱりこれに基づいてどれだけでいいのかというのを、プロポーザルの業者から見てもらえればいいのかと思っておりますし、そこで出たのが全てになるわけではありませんで、要は、そういう考えを持った設計士を選ぶということ。それから具体的な設計に入っていきますので、もう少しで仕様書をつくりませんが、基本的に基本計画はこれで十分だと思っております。

渡辺委員 ちょっと何かやっぱり順番違うなと思うんですね。プロポーザルで出てくる業者の方たちも、要するにこの基本計画の中でもって出してくるわけですね。で、プロポーザルしてくるわけですから、そのときに入っていないものを今度は設計の段階で入れるな

んていうことになると、業者としたって困ると思うんですね。そこのところをきちんとある程度住民はこういうことを思っているだとかというのはきちんとあって、しかも場所ですとかそういったものが全然ない中で、当然場所を決めてからじゃなかったらプロポーザルしないというふうには思うんですけども、そういうことを考えても、出てくる業者は、じゃプロポーザルのところで何と何と何のことについて提案してくるんですか。

酒井企画政策課長　　まず決まった位置を見てどういうところがいいのか。あとは基本設計を見て、私はこういう考え方でつくりたいと。それで、市の仕様書には市民の意見を聞くことが入っておりますので、それも条件に入れてつくってくださいということを行います。要は、設計者を決めるわけですので、設計について変更ができるのは心配ないと思っています。設計自体をオーケーするのではなく、考え方の人を選ぶということですので、その先でつくっていきなると考えております。

高野委員　　7ページに、待望の議員図書室の設置ということであっておりますが、具体的なイメージはどのようになりますか。今、市立図書館がありませんので、その辺兼ねるとか併設するというイメージはありますか。

酒井企画政策課長　　10ページに面積を示しておりますが、この範囲程度ということしか今は考えておりませんし、今後皆さんから意見を聞く中で進めていこうと考えています。

星委員長　　ほかにありませんか。(なし)次に、第4章、新庁舎の規模とフロア構成について、発言はありませんか。

佐藤(敏)委員　　まず、職員適正化計画に基づいて、32年4月1日現在の職員を基準にということなんですけれども、今現在、毎年600人前後の市民がいなくなっています。これは32年なんですけれども、この後、いろいろな推計がありますけれども、かなりの市民が少なくなる。税収も減る、交付金も減ってくるという中で、果たして1万平米以内ということで、それがいいのかどうかということは非常に大きな問題だと思います。これが基本設計の中で、この1万平米というのは、例えば人口が減ってくる中で47億も50億もかけなくてできるんじゃないかという市民の皆さんの声もかなりあるわけです。庁舎だけの機能だと6,700平米ですよ。そういうのもできるのか、お金をかけなくてもできるのかという問題は、この後の中でそういうことが反映できるのかどうかということについて伺います。

酒井企画政策課長　　先ほども申し上げましたが、基本設計の段階で決めていくということになります。そこには、市民の方も議員の皆さんも当然一緒に考えていきますので、その中でここは要らないということであれば縮小もあり得ると思いますし、これからプロを交えた中の話にさせていただきたいと思います。

佐藤(敏)委員　　ということは、例えば1万平米としていたけれども7,000平米に変更もできるということでしょうか。

酒井企画政策課長　　基本計画においても、基本構想と同様の1万平方メートル以内としますとしておりますが、それは十分検討していきます。

佐藤(敏)委員　　次に、敷地面積の中に議員、職員の駐車場320台とあります。職員が300人、議員が20人ということなんですけれども、それだけのスペースは必要ないと思いますが、そういったことも、例えば免震構造にしてその下を駐車場にするとか考えれば、かなりの、面積を縮小して効率のいい場所ができるかと思うんですけども、そういったことも変更

ができるということでしょうか。

酒井企画政策課長 2階建ての車庫がいいとかいろんな話も聞いておりますので、それについても基本設計の中で検討していきます。これで確定ということではございません。

大平(恭)委員 1番の新庁舎の規模の算定の前提条件で、新庁舎に配置する部署は、例えば私が一般質問でやったことがある商工観光課とか、これから議論する中で、これを全部組み込むことからかえないのか、それとも柔軟に課の配置を考えていくのかどうか。そこも確認させていただきたいんですけど。

酒井企画政策課長 課については、書いてあるとおり現時点の組織構成にしてあります。庁舎一本化に伴いまして組織変更も必要と考えておりますので、今後検討する中でお話をさせていただきたいと思っております。

大平(恭)委員 今ある既存の庁舎は、この機能については来年度に答えを出すという話をされていますが、重要な部分、例えば民生でいえば福祉課とか健康課とかいう部分を、今は湯之谷にあります。堀之内だと教育委員会とか市民にはもうなじみがあって、あるいはそこが起点になっている部分があると思うんですね。議論していくと、今言った再編もあるでしょうけど、こういうところはきちんと担保してほしいとかという議論も出てくると思うんですね。現時点での課の変更も可能なのかどうか、これを一つの枠としてこれ以上外さないのか聞きたいんですけど。

酒井企画政策課長 答弁が違ってもいいかもしれませんが、一本化するわけですので、今の分庁舎にいる課は全てここに集約するのを基本としております。今出ている課について、例えば農林課と商工観光課を一緒に課にするとか、そういった面についてはこれから考えていくということで進めていくつもりでいます。

佐藤(肇)委員 公用車の駐車場といいますか、車庫の件で1点お伺いをします。60台分という数字を出していますが、これの根拠はどういう数字でしょうか。

酒井企画政策課長 現在、八十数台あるということなんですけれども、統合することによっておおむねこのくらいになるだろうということです。

佐藤(肇)委員 そこでなんです、仮に60台とした場合なんですけれども、1台当たり30平方メートルという車庫面積を見えています。普通の駐車場であればその半分、15平方メートルあれば普通車は停められるんですが、1台30平方メートルというのは中型、大型とかそういったのも含めての計算ですか。どういうことで30という数字が出ているのかお聞きしたいんですが。

酒井企画政策課長 面積は大きくなっています。駐車場間の動きといいますか、そういったものも含めた中で広くとっておいて、通路を含めた中で考えていくということです。

佐藤(肇)委員 現在の広神庁舎みたいな形の駐車場であれば、先ほど言いましたけど1台当たり15平方メートルくらいの面積があれば車庫という形になります。屋内に車路をとるということになると、先ほど言われましたけど30平方メートル近い面積が必要になってくるということで、考え方がかわってきます。要は、車路の部分を屋外に持っていけばその半分で済むということになりますので、そういったのが大きくかわってきます。今回の1,800平方メートルという車庫面積ですね、私はこの中では過大ではないかと見えますが、当然今後の検討ということだろうと思いますが、その辺の考え方をお聞きします。

酒井企画政策課長 この面積についてもトータル的には2万になっておりますけれども、

若干の減もしてございます。ただ、言われたとおりこれから精査していく必要があると思っております。

星委員長　ほかにありませんか。(なし)次に、第5章、新庁舎の構造について、発言はありませんか。(なし)次に、第6章、庁舎再編の今後の進め方等について、発言はありませんか。

佐藤(敏)委員　16ページに合併特例債が載っていますが、これ以外の方法があるのか、ないのかお伺いたします。

酒井企画政策課長　方法といますか、財源的には合併特例債しかないと思っています。

佐藤(敏)委員　一般市民の中で、今いろいろな施設整備をしています。消防庁舎に始まって病院、斎場、学校、保育所と、さらにこの庁舎を建てた場合、借金倒れになるのではないかと不安を持っている方がいますけれども、話に聞きますと昔借りた借金はみんな返して身軽になったと、こういうことを聞いていますけれども、具体的に借金なしが終わって今どんげ借金があつて、新たにこの借金をしても将来それが大きな足かせになるか、ならないか、こういうのが市民とすれば一番不安なんですけれども、それに対してこういう方法だからこういうふうに戻していけるからあちこたないと、そういう方法があつたらひとつお聞かせください。

酒井企画政策課長　最初に起債がどれだけ減ったかという話がありました。それについては、公共施設白書の中にデータが出ております。平成17年度からは365億が今回297億になったということになっていきますので、かなり減っているということがわかります。これから先については、今、推計している部分もありますのでお示ししていませんけれども、この前の委員会でお示ししました合併特例債の償還方法ということで示したものがあります。ピークのときで合併特例債の返還が年間2億3,700万円。これに対して交付税措置が1億6,600万円ということで、実質年間の市の負担は7,100万円程度ということで、これがだんだん下がっていくとお話ししてあります。これを見ると今の庁舎の関係で使ったとしても、厳しい数字にはならないのではないかとということしか今は言えません。必要であれば、もう少し詳細を出したいと思います。

佐藤(敏)委員　庁舎のことについては理解していますけれども、市全体のほかの債務も含めてのことでございます。

酒井企画政策課長　手元に資料がございません。後で調べてお示しさせていただきます。

佐藤(敏)委員　なるべく早い機会に、それがやっぱり市民の一番の不安材料だと思いますので、ぜひ早めに、おおよその見通しで結構ですのでお願いします。

関矢委員　合併特例債を使う場合、申請をするわけですけれども、それはどこまで決まらないと申請ができないのか。

酒井企画政策課長　元のお金が決まらないうちは額が決まらないので、実施設計ができた段階になるのではないかと考えております。

関矢委員　実施設計というとかかなり具体的な事業費が出るわけですが、そこまで決まらなないと申請は出せないということですか。

酒井企画政策課長　予定で早めにいくくらいということは、多分早く出すと思います。いつかということは確認していないのではっきり言えないんですけども、それにしてもある程度実施設計のめどが立った段階になるのではないかと考えています。

関矢委員 直接建設方式を採用すると書いてありますけれども、今の計画ですと基本設計の前にプロポーザルをして設計業者を決め、基本設計をします。その後、実施設計はまた別発注するわけですね。それから建設工事の発注をされると思うんですけれども、この辺どうなのでしょう。設計施工というあたりを一体で発注するという事例があるのか、また、そういうことができるのか、できないのか。

酒井企画政策課長 事例については、調べていないので答えられません。私どもとしては、最初申しあげましたように設計は設計、施工は施工ということで別発注としたいと考えております。

関矢委員 事例をちょっと調べていただきたいのと、これをやることによって工期もかなり短縮されると思いますし、また、事業費も削減できるのではないかと、私は素人ながら考えているんですけれども、その辺も調査していただいて、この次の委員会で報告いただきたいと思います。

佐藤(肇)委員 私は、関矢委員の今の考えと少し違いまして、やはり市内の業者いろいろあるわけで、できるだけ市内業者に仕事をしていただきたいという考え方の中では分離発注、そしてできるだけ細かく分けられれば、そのようにしていただいて、市内の業者に元請けということで少しでも入っていただけるような形をとっていくべきだろうと考えますので、設計、施工が分かれるのは仕方がないことではないかと思えます。仕事の発注先を含めての課長の考えをお聞かせいただきたいと思えます。

酒井企画政策課長 工事に関しては、できる限り地元業者が入っていたほうが当然いいと考えております。今はそういう方向で考えていますけれども、先ほど関矢委員のお話もありましたので、調べて協議する中で決めていきたいと思っておりますし、今現在にこれで行くということは明言できないわけですので、またいろいろとご協議いただきたいと思えます。

大平(恭)委員 スケジュールなんですけど、先ほど設計の段階で市民の意見を聞きながらとにもやっていくという話をされましたが、平成 29 年までに基本設計、実施設計とあります。どの程度の期間を市民と一緒に考えていくのか、これは頭の中にありますか。

酒井企画政策課長 まだ細かい設定まではしておりません。

大平(恭)委員 ぜひ早急に考えていただきたい。それから、もし合併特例期間の中で完全に事業を終わるという前提で物事を進めていますが、もし不測の事態のときに、当然適用にならない。要は、工事期間あるいは準備期間が長引いて適用にならないということも私は想定して物事を進めていくことが必要だと思うんですが、そのことは想定していますか。

酒井企画政策課長 厳しいスケジュールになっております。早め早めの手続で進めていきたいと思っておりますし、このスケジュール表ですと開庁を 31 年中と考えておりますけれども、最悪の場合には 31 年度かけて完成させて新年度から開庁ということもありますので、若干の余裕があるかというくらいのことです。進めていくという考え方です。

大平(恭)委員 最後に、市民センター機能、各庁舎の既存の利活用のことなんですけど、市民センター機能のあり方は、来年度中に検討すると、方向性を示すという中で、私は市民の方と一緒に検討するべきだと思うんですけれども、利用するのは市民ですから。そこをお考えになっているかどうか。

酒井企画政策課長 市民センターの機能のあり方を検討ということにしてありますので、現

在では市が中心で考えていくこととしています。ただ、どういう機能になるか、こんな考えでいるということは説明させていただく中で意見をいただきたいと考えています。

大平(恭)委員　私の意見ですけれども、これからの市政運営を考えていく中で、魚沼市はどなたも広いと、人口減少が過度に進んでいるという状況の中で、先ほど庁舎機能で災害の拠点機能を強化するんだという前提があるわけです。で、まちづくりもやるわけだ。そういう中で、拠点の市民センター機能や自治機能を持つ庁舎の機能のようなものが各地域にないと、本当にただ庁舎を一本化して本庁舎を機能させてという形では、やっぱり難しいと私は思います。各地域、旧町村ごとの自治機能を担保するような仕組みを考えていかないと、総合戦略についても機能しないと思うんで、ぜひ当局だけで考えないで、市民、民間の人たちの知恵を借りて、どうやったら市政運営がうまくいくのか、市民サービスが滞りなくいくのか、災害対応ができるのか、十分な検討をするべきだと思います。ぜひ検討していただきたい。私の意見です。

星委員長　意見として伺います。

渡辺委員　前回の特別委員会の中でも話をさせていただいているんですが、PPP財団のほうで出してきた導入可能性調査の報告書によれば、決してできないという結論ではなかったと。ただ、合併特例債というおしりが決まっている中ではPFIは難しいのではないかと。ということで、市とすればPFIは外したということになっているかというふうに思っているんですけど、そこはそのような理解でよろしいですか。

酒井企画政策課長　今現在、一番有利な財源は合併特例債だと思っております。おっしゃるとおりPFIについては、今現在、業者の方についても意識が高まっていないこと、知識も薄いことを考えると、時間がかかるという観点からPFIは使わず特例債でいきたいということでもあります。

渡辺委員　合併特例債については、イニシャルコストについては確かに一番有利ではあると思うんですけども、ランニングコストまで考えたときには、今度はランニングコストは全て私たちの一般会計の中から出していくということになっていくと思います。PFIは、合併特例債も併用しながらできるというところがございますので、今すぐにあきらめるのではなくて、検討してみる価値はあると思うんですね。最終的に難しければ、そこは合併特例債でいくという考え方もあるかとは思いますが、最初から検討しないということではないという気がするんですけども、そうすると一番有利というよりも、ランニングコストまで考えればもっと有利になると思うんですけど、そのあたりはいかがですか。

星委員長　渡辺委員、会派代表者会議で、もしそういう意見があれば具体的に提案してくださいとのお願いがありました。その具体策を持ってきましたか。

渡辺委員　PFIをするときには、市のほうがまずPFIでやりますと言わなかったら、まずSPCなんていうのはつくれないんですね。そういったことも考えると、市のほうがまずはそこをどういうふうに見るかというのが先なので、私たちのほうで、じゃSPCこういうことがありますなんてことは、具体例として持ってこれるはずがないんですけど。

星委員長　しばらくの間、休憩します。

休　　憩（16：29）

休憩中に懇談的に意見交換

再開（16：29）

星委員長 休憩を解き、会議を再開します。

遠藤委員 先回もその話が出て、話し合いになりましたけれど、PFI手法というのが悪い方法でもなんでもない、ただ、土壌がそろわない、時期的にも難しいということで、執行部のほうも市民説明の中でPFIを使わないと明言しているわけです。それを使わない中で最良の方法で取り組む方向を検討していかないと。やらないと言っているものを土壌にあげてどうこうというのは、非常に私はおかしい話だと思います。今後の検討という意味では大事でありますけれども、このことについてはやらないと言っている中で最良の方法を見つけていくのが今の仕事だと思います。

渡辺委員 それは、この基本計画の中でも、そのことについても当然私たち議会の中で一番いい方法を探していかなければいけないという中で、最初から門前払いにする必要はないと私は思っておりますので、そこをどのようにして研究していくかということについては、最近銀行等ですとか、それから県のほうでもPFIの手法について各自治体に声かけをして、しっかりと民間活用していきなさいというような方向性も示されているわけですね。これが、確実に間に合わないというのであるならば、それは仕方ありませんけれども、そうじゃない中でもう一度再検討、ここの中ですらも、市はかえるつもりはないと言っていたとしても議会としてどうだろうかという話し合いくらいはしていかなければいけないと思いますし、それに対して提案をしていくということが、それこそが議会の役割じゃないんですか。

星委員長 しばらくの間、休憩します。

休憩（16：31）

休憩中に懇談的に意見交換

再開（16：39）

星委員長 休憩を解き、会議を再開します。基本計画について、一通り意見等をいただきました。基本計画により庁舎機能を詰めていくことにはなりますが、執行部はこの基本計画により進めたいという思いがあります。そこで、今度は議会の意向をまとめて判断していく必要があると思っております。次回の委員会で、庁舎の建設位置と合併特例債の利用の方向性について、それぞれ議題とさせていただきたいと思っております。そのような方向性でよろしいでしょうか。

関矢委員 今、委員長の言葉をお聞きしますと、執行部はこの素案で進めていきたい、きょう議論したことは、もう執行部はかえないんだというふう聞き取れるんですが、執行部側はどうですか。

酒井企画政策課長 きょうご意見いただきましたので、それについては次回にはどういう考えか、修正が必要なら修正、しなければいけないということでお答えさせていただきます。

関矢委員 そうであれば、今後もまだ続いてこの基本計画案については調査していくべきだと私は思うんですけども、委員長、いかがでしょうか。

星委員長 先ほど私が言いましたように、建設位置及び合併特例債について及び今ほど関矢委員が言われたことを十分踏まえながら今後進めていきたいと思っております。それでよろしいでしょうか。(異議なし) それでは、次回の委員会はそのように進めさせていただきます。本日は、以上とします。

(2) その他

星委員長 日程第2、その他を議題とします。委員の皆さんからご意見、協議事項はありませんか。

岡部委員 8月30日に市民の意見を聞く会をやったわけですけれども、委員長が議会でまとめて9月15日に意見として議会の報告書を出しました。それについての回答とか、執行部のほうはどのように受け止めておられるのか、その経過をお知らせください。

酒井企画政策課長 8月30日の市民の意見を聞く会は、あくまで議員の皆さんが自分たちのこれからの行動に対してどうするかということをお知らせするというのが大前提だったと聞いております。それについてまとめた報告書をいただきましたので、中を読ませていただきまして反映するか、しないか、こちらで考えていきますので、それに対する回答を出すつもりはございません。

岡部委員 市民が8月30日にやった後、9月に庁舎について説明会を入広瀬からずっとしました。その中で、市民の中でも8月30日の意見がちゃんと執行部に届いているのかどうか、そういうことで市民としても議会にこういうふうにしてほしいということをおっしゃったわけですから、それに対して執行部が受け止めて返していく。じゃ議会がそういうふうには執行部がやらないということをお知らせして市民の声を聞いて執行部にやって、それに対して橋渡しをするというのが、今回8月30日にやった意義があることじゃないかと思っています。それについて執行部が答えないということをお知らせしていくのか、それとも委員長としても、市民の意見を聞いているわけですから何らかの報告をもらえるような、議会として、答えを出さないじゃなくて何らかの答えを出してもらって、それは例えば文書にしておいて聞いていただいてもこういう中に含まれているからこうですとか、そういうのをもらって私たちはこれから議論するんですけども、11月2日、3日のときに報告したり、当然聞かれると思うんですよ。そういう準備もしておかなければいけないと思うんですけども、その辺の取り扱いについて、委員長の考えをお聞かせください。

星委員長 その前に今の岡部委員の意見に対して、皆さんから意見をお願いします。

遠藤委員 8月30日は、委員自ら企画した中で市民の意見を聞く会ということで、大勢の方が集まった中で大変生々しい意見ですとか批判的な意見、また、庁舎建設に対する賛同の意見、いろいろあったわけでありましてけれども、それは先ほど酒井課長がおっしゃった部分が多少ある中では、この意見というのは議員が今後庁舎建設に向かう行動の中で市民の声をどう捉えて、その声をどう斟酌して、こういった委員会や執行部に対して質疑をした

り一般質問したり、そういった種になる大切な意見だったと私は思います。それに対して答えがなくても、子どもはその声を代弁した中で執行部から直接その答えをいただいているわけでありますので、文章としてなくても、やっぱり市民の声を私たちは生で聞いて、それを自分の血や肉にしながらこれまでも発言しているつもりでありますので、ちゃんとした文書とした答えがなくても、発言の中での会議録等でそれは残っていることでもありますので、その辺は文章じゃなくても、市民を代弁する代表者として責任を持って発言をしているつもりでありますので、そういった形での答えではなくても私はいいと思います。

岩井委員　私は今の意見には反対です。なぜかという、市民はせっかく夜時間を割いて市民の意見を聞く会ということで来て発言をしているわけですよ。その自分の言った発言を、要するに当局あるいは議会がどう受け止めて、どういう答えを出してくれるかということをやっぱり待っていると思うんです。ですから我々のところにもやっぱり市民は来ますし、この間の意見を聞く会の結果はどうなんだということでも来ますので、それに対しては真摯に答える必要があるというふうに私は思いますので、先ほどの岡部委員の意見に賛成ですし、きちんと答えていく責任があると思います。

高野委員　遠藤委員も酒井課長も言いましたけれども、あの会はあくまでも議会の責任でやったわけでございますので、遠藤委員が言ったように、それは議員として受け止めて、それをいかに行政に反映するかというのは議員の責任だったはずであります。市民からそういう問い合わせがあれば、議員としての責任で答弁するのが議員の責任だと思っております。あれは、あくまでも議員、議会の責任でありますので、どうなっているかということについては、各議員が答弁する。そういうことだろうと思っております。行政に答弁を求めるものではないと思っております。

岡部委員　皆さん言っていますけど、一般質問をしたって答弁を求めるわけでしょう。議員が代表でいても答弁を求めているわけです。だから意見を出して答弁を求めるということは、意見を求めることと一緒なわけです。自分が一般質問でやるか、市民から出たやつを我々は議会として出しているわけですから、突き詰めれば一緒なんですよ。そう思いませんか。だから、そんな一般質問でやるとかじゃなくて皆さんが市民からわかりやすいように、こう出ました、これについてはこうですと、そのときの状況で結構です。で、足りなかったら、また市民から出たら、我々言うのであって、一般質問するか、出したやつを答えるか、答えを出してもらうことは一緒じゃないですか。そう考えれば、私は早急に出していただいて、市民とのキャッチボールを我々議会としてはせっかくやったわけですからやっていかなければいけないと思うし、じゃ何で11月2、3日にやってそういう場を設けてやるかというのは、それはキャッチボールする必要があるからやっているわけでしょう。そうじゃなかったらそんなとこ設ける必要がないわけですし、何で真摯に我々代表でありますけれども市民の声に耳を傾けて、そして真摯に答えていかないんですか、議会として。そういうことをやっぱり委員長としてとりまとめてもらいたいということを申し上げたいと思います。

星委員長　発言はよく理解できますが、皆さんから冷静になぜあの市民から意見を聞く会を開催したか。市民の意見を聞く会として、我々は答弁ができない、難しい中でやらせていただきました。岡部委員から発言がありましたように、当局の回答を聞いて答弁する必要があると思いますが、議会として決定していない事項がいっぱいありますので、それをど

のように答弁するかというのは大変難しいんじゃないですか。そこを踏まえて、お願いしたいと思います。

岡部委員 委員長、聞く会といいますけど、聞く会を開催するに当たっての議論の中で、じゃ市民の声も聞かなきゃいけない、だけれどもこっちは執行部じゃないわけですから、答弁はなかなかできませんよ。しかし、市民から聞くことは必要だろうと、そういう議論の中でそういうことを前提にやったはずであって、聞くだけで何もあれじゃないというのは、ちょっと委員長、詭弁だと思うんですね。その議論の中でそういうことも議会として市民の声を受けなきゃいけない、そういう議論した中でやっぱり我々は答弁できないわけですから聞くことにした。でもそれを行政に届ける必要があるというのは、その後の総括の中でもして出そうということになったわけですから、そういうところをよく考えて進めてもらいたいと思います。

星委員長 岡部委員は小委員長でよくわかると思いますが、市民の意見を聞く会の趣旨、目的は、これまでの庁舎再編整備特別委員会の議論の経過と到達点を市民に報告し、庁舎再編基本構想に関する意見や要望を聞き取り、今後の委員会の進行に役立たせることを目的とするということでやらせていただいたとっております。

渡辺委員 2日、3日に議会報告会の中で報告させていただきます。そして、今回のことも私たちが一つにまとめたものを当局に意見を聞く会として出させていただきましたと。で、今のように例えば企画政策課長から、これは議会がしたことであって私たちは答弁するつもりはありませんと返ってきたその答弁をそのまま今度は住民のほうにお答えするのかということになると、私はちょっとそれでは住民の皆さんは納得しないのではないかと思いますけれど、委員長のほうでどのようにいろんな方から質疑が出てきたときにそれに対してお答えしようと思っているのかを、まずお聞かせいただけたらと思います。

星委員長 当然、回答できるものは回答していかなければならないとっております。具体的には、議員が現場に出向き、もっと市民の意見を聞くべきである等については、当然答弁ができると思います。建設する必要性の説明、費用等については、3カ所の候補地で費用のかからないところに建設してほしい、こういう意見もありました。金のかからない市の土地に建設すべきであるなど、今の段階で議会が答弁できるのかどうかということです。

大平(栄)委員 できないのはいいから、執行部でできるのだけもらって、あとはできないといいと思うので、それを要請してできなかつたらできなかつたでいいので、できるのをもらって、できないのはこれからのがいっぱいあるわけだから、それは今後の検討ということでもらっておけばいいじゃないですか。

星委員長 ただいまの大平委員の発言のとおりにさせていただきたいと思いますが、異議ありませんか。(異議なし) そのように決定しました。ほかにありませんか。

渡辺委員 前回の8月30日の会でも継続してこのような形で住民の意見を聞いていただきたいということを要望としても出されております。それについては、今度は当局ではなくて委員会としてどうかということになっていくかと思うんですけれども、2日、3日にかけてそこらあたりに対する私たち議会としてどうするかということも、時間ありませんのでここでもまかせていただいたほうがいいのではないかという気がするんですが、いかがでしょうか。

星委員長 これに対してご意見はありませんか。

高野委員 この委員会の関係については、既に先ほど委員長が言いましたように次回、位置の問題、合併特例債の活用との関係、そこまで調査が進んでいますので、何のために市民の意見を聞くのか、その辺が少しあいまいだというふうに思いますし、私個人的に言わせていただければ、合併特例債の問題や位置の問題については、それぞれ個別に市民の意見を聞いて、それを踏まえて委員会に臨んでいるつもりでありますので、議会として市民の意見を聞く会を持つという時期ではないと思います。ましてや8月30日の結果についても、取り扱いがフライングしているように私は思っておりますので、必要ないと思っております。

遠藤委員 今回の11月の2日、3日の件につきましては、これまで積み上げてきた委員会の経過に基づいた、一つずつ固まっていた部分を素直に報告し、それに対してまた市民から議会のほうでどういうふうに考えているのかという意見は、すんなりこれは受け止めていただけてくるべきだと思います。それを踏まえて委員会の中でどう掘り下げていくのかというのは、今後の委員会の展開だと思いますし、今後継続的に市民の意見を聞く会が必要だということであれば、この形ではなくて議会として方向性が決まり、取り組み口が見つかったといいますか、議会としてはこういった提案をしていくんだという部分がきちんと固まった中で、議会の考え方に対して意見を聞くというスタンスはあっていいかもしれませんが、今の段階で議会の方向性が決まらない中で出るというのは、やっぱり同じことの繰り返しになると思いますので、今後の経過の中で一つずつ固めて決まったことができたことに対して市民の声を聞いたりする場面は、将来的にあってもいいのかもしれませんが、今の段階でまだ皆さんの入り口部分が違う中では、なかなか難しい取り組みだと思います。その辺は思慮深く取り組むべきだと思います。

岡部委員 せっかく市民の皆さんの声も、先ほど執行部が言ったようにもう執行部がやらないという話をしているわけですから、そこで市民のほうとしても何かこうやっぱり提言したいというのがあって、失礼ですけど行政のほうがやると20人とかそういう中で、なかなか市民が集まってくれない。我々が8月30日にやったら6地区全部から一応80人、発言者25人ということで多くの人から意見を聞ける機会をつくったわけですから、今後またいろいろ、さっき基本構想の中で言うと言いますけれども、どれくらい集まってどうかというのはわからぬわけですから、その中で議会としても市民の意見を聞く場をつくるべきだ。今、遠藤委員が言ったような、そういう煮詰まったりとか、そういう方向で議会としてある程度固めてやるんだという方向で市民の意見を聞く会を考えていただきたい。ついては、それをやるか、やらないかという議論を、委員長としてはいつそんな議論をしてその方向でやるかということだけちょっとお答えください。

星委員長 委員長としての答えは、皆さんの意見を踏まえて決めさせていただきます。

星野委員 私は、遠藤委員とほとんど同じ考え方なんですけれども、まず11月2日、3日に議会報告会があるわけですので、今回恐らく庁舎の問題がかなりクローズアップされてくると思いますので、そこでの市民の皆様方のご意見等を聞いたりした中で、次回の議会報告会の反省会なり、この庁舎の委員会なりで、まずそれをやってから、その後においてどうするかというのは、その後の話になると思います。きょうここで結論を出すべき問題ではないと思います。

渡辺委員 先ほどの8月の意見を聞く会については、基本構想に対してということで開催したというふうに言われていましたし、私もそのつもりでした。なぜ基本構想にしたかとい

うと、やっぱり基本計画に行ってしまうと、基本構想は議会が認めたのかという話になるので、そこはそうではないというところから出発したいと。また、この間、議会とすればつくる方向で大方の意見は集約されたとはいいいながらも、この基本計画のこと、それから5つの候補地のこと、ここについては白紙の状態であるというふうに思っております。その中で、じゃ住民の皆さん方が意見をこの次また、執行部のほうは一応終わったけれども、その中で次に私たちとしてどうするのかということ、確かに2日、3日終わって、それを踏まえて次の特別委員会でそれをするというの是一件だと思うんですけど、もしもそこにそういった質疑が出たときには、この次の委員会の中でそのことについてもまかせていただきますというような答弁の仕方をするというふうに理解してよろしいのでしょうか。

星委員長　まとめさせていただきます。1点は、11月2日、3日の結果を見て意見を聞く会をやるか、やらないか決定させていただく。もう1点は、委員の皆さんがそれぞれそれまでに市民の意見を十分聞く機会をつくっていただきたい。この2つでまとめさせていただきますと思いますが、異議ありませんか。(異議なし) そのように決定しました。ほかにありませんか。(なし) なければ、以上でその他を終わります。本日の会議録の調整については委員長に一任願います。本日の庁舎再編整備特別委員会は、これで閉会します。

閉　　会 (17:04)